

東京都中小企業制度融資

「感染症対応融資(全国制度)」の取扱い開始について

- ・ 申込期間
令和2年5月1日～
- ・ 対象事業者
 - 1：中小企業者又は組合であること。
 - 2：都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
 - 3：当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
 - 4：事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合などはこの限りではありません）。
 - 5：現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
 - 6：セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証のうち、区市町村長の認定を取得していること。
- ・ 申込限度額 **4,000万円**（令和2年4月7日に国からの発表のあった、「都道府県による制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資」の全国の信用保証協会での融資残額を含めます）
- ・ 資金使途 運転資金 設備資金
- ・ 返済期間 10年以内（**据置期間5年以内**を含む）
- ・ 融資利率 <責任共有制度の対象> <責任共有制度の対象外>

固定金利 3年以内	1.700%	1.700%
固定金利 3年超5年以内	1.800%	1.600%
固定金利 5年超7年以内	2.000%	1.800%
固定金利 7年超10年以内	2.200%	2.000%

※ただし、実行後3年間の金利については、固定金利1.7%
（**原則として、うち1.7%は利子補給されます**）
- ・ 信用保証料補助 全事業者0.85%となります。
なお、**原則として、国が信用保証料の全額を補助します。**
- ・ 融資形式 証書貸付または手形貸付
- ・ 保証人 原則として法人代表者を除き連帯保証人は不要とします。
- ・ 物的担保 既設定の根抵当権等を除き、原則、無担保とします。

詳しくは、店頭窓口、ローンプラザまたは営業担当者までご連絡ください。